

令和 6 年能登半島地震で被災した方が受診したら… 被災者医療ガイド

2025 年 7 月 4 日・石川県保険医協会作成

2024 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震について、石川県、富山県、新潟県、福井県の以下の地域で災害救助法が適用されています。

石川県	珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、津幡町、内灘町、金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市 (※野々市市、川北町以外)
富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町
福井県	福井市、あわら市、坂井市

上記の地域に居住し被災した患者に対し、以下の特例措置が講じられています。

なお、本資料の内容は 2025 年 7 月 4 日時点のものです。**特例の内容は今後も変更される可能性があります。**厚労省より変更が通知された際は、保険医協会ホームページにて適宜資料を更新しています。

- A 一部負担金の免除・猶予・・・・・・・・・・・・2 ページ
- B 保険証等がない患者の取扱い・・・・・・・・6 ページ

石川保険医協会「令和 6 年能登半島地震」特設ページ

<https://ishikawahokeni.jp/2401notojisin/>

A 一部負担金の免除・猶予

2024年1月11日付けで厚労省より被災者に対する一部負担金の免除・猶予を行う事務連絡が発出されました。また、2024年12月13日付け厚労省事務連絡により、2025年1月1日以降、一部負担金を免除とする場合は、原則、免除証明書の提示が必要とされました。

1 対象となる医療

免除・猶予の対象となるのは診療報酬の一部負担金、調剤報酬（保険薬局）の一部負担金、訪問看護療養費の一部負担金です。

入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額は対象外です。

2 猶予となる期間

① 以下の保険者は2025年**6月末**までで終了しました。

- ・石川県内の国保（災害救助法適用市町）
- ・石川県後期高齢者医療広域連合

② 協会けんぽや一部の健保組合等では**2025年9月末まで免除を延長**しています。

3 対象となる患者

以下の(1)～(3)の要件を全て満たす場合に免除対象となります。

(1) 以下の保険者の被保険者・被扶養者

全国健康保険協会（協会けんぽ）

上記以外の健保組合や国保組合等でも免除や猶予を行っている場合があります。[厚労省事務連絡](#)を参照するか、保険者に確認してください

(2) 災害救助法適用市町（注）に住所を有する。

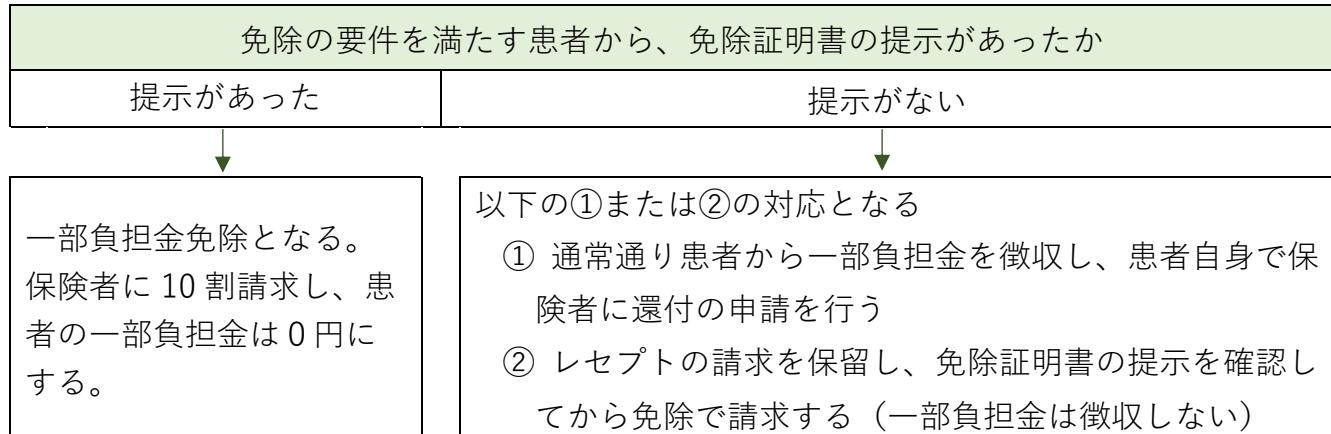
（注）災害救助法適用…珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、津幡町、内灘町、金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市（※野々市市と川北町以外）

(3) 以下の①～⑤の要件のいずれかに該当する。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止、又は休止した
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

4 医療機関での取扱いの流れ

2025年1月1日以降は、免除証明書の提示を確認する必要があります。



5 レセプト記載

<電子レセプトの記載方法>

- ① 「レセプト特記事項」に「96」、摘要欄の先頭に「災1」と記録する。
- ② 保険者レコードの「減免区分」は、猶予の場合は「3：支払猶予」、負担額が免除される場合は「2：免除」とする。

<紙レセプトの記載方法>

- ① 明細書の欄外上部に赤色で**災1**と記載する。
- ② 猶予措置に係るレセプトの減額割合等の記載
 - ・免除の場合…「免除」に○印、または「免除」と記載する。
 - ・猶予の場合…レセプトの下部一部負担欄・最上段の「支払猶予」に○印、または「支払猶予」と印字する。

医科 紙レセプト記載例（国保／保険証等なし／一部負担金免除の事例）

診療報酬明細書 (医科入院外)		都道府 県番号		医疗機関コード		年 月分		1 1 1 1 1 1 1 1		2 2 2 2 2 2 2 2		3 3 3 3 3 3 3 3		4 4 4 4 4 4 4 4		5 5 5 5 5 5 5 5		6 6 6 6 6 6 6 6		7 7 7 7 7 7 7 7		8 8 8 8 8 8 8 8		9 9 9 9 9 9 9 9		10 10 10 10 10 10 10 10		11 11 11 11 11 11 11 11		12 12 12 12 12 12 12 12		13 13 13 13 13 13 13 13		14 14 14 14 14 14 14 14	
【保険証等がない場合】		レセプト欄外上部に以下①②を記載する。		①赤色で 不詳 と記載する。		②住所又は事業所名（患者に確認している場合にはその連絡先も）を記載する。		1 1 1 1 1 1 1 1		2 2 2 2 2 2 2 2		3 3 3 3 3 3 3 3		4 4 4 4 4 4 4 4		5 5 5 5 5 5 5 5		6 6 6 6 6 6 6 6		7 7 7 7 7 7 7 7		8 8 8 8 8 8 8 8		9 9 9 9 9 9 9 9		10 10 10 10 10 10 10 10		11 11 11 11 11 11 11 11		12 12 12 12 12 12 12 12		13 13 13 13 13 13 13 13		14 14 14 14 14 14 14 14	
【一部負担金の免除の対象の場合】		① 明細書の欄外上部に赤色で 災1 と記載する		② レセプトの下部一部負担欄・最上段の「免除」に○印、または「免除」と印字する。		1 1 1 1 1 1 1 1		2 2 2 2 2 2 2 2		3 3 3 3 3 3 3 3		4 4 4 4 4 4 4 4		5 5 5 5 5 5 5 5		6 6 6 6 6 6 6 6		7 7 7 7 7 7 7 7		8 8 8 8 8 8 8 8		9 9 9 9 9 9 9 9		10 10 10 10 10 10 10 10		11 11 11 11 11 11 11 11		12 12 12 12 12 12 12 12		13 13 13 13 13 13 13 13		14 14 14 14 14 14 14 14			

歯科 紙レセプト記載例（国保／保険証等なし／一部負担金免除の事例）

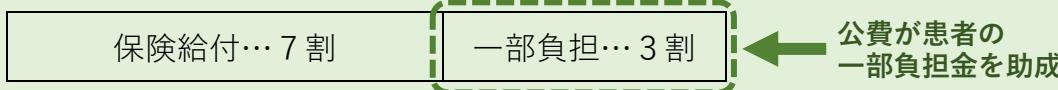
診療報酬明細書 (歯科)		都道府 県番号		医疗機関コード		年 月分		1 1 1 1 1 1 1 1		2 2 2 2 2 2 2 2		3 3 3 3 3 3 3 3		4 4 4 4 4 4 4 4		5 5 5 5 5 5 5 5		6 6 6 6 6 6 6 6		7 7 7 7 7 7 7 7		8 8 8 8 8 8 8 8		9 9 9 9 9 9 9 9		10 10 10 10 10 10 10 10		11 11 11 11 11 11 11 11		12 12 12 12 12 12 12 12		13 13 13 13 13 13 13 13		14 14 14 14 14 14 14 14	
【保険証等がない場合】		レセプト欄外上部に以下①②を記載する。		①赤色で 不詳 と記載する。		②住所又は事業所名（患者に確認している場合にはその連絡先も）を記載する。		1 1 1 1 1 1 1 1		2 2 2 2 2 2 2 2		3 3 3 3 3 3 3 3		4 4 4 4 4 4 4 4		5 5 5 5 5 5 5 5		6 6 6 6 6 6 6 6		7 7 7 7 7 7 7 7		8 8 8 8 8 8 8 8		9 9 9 9 9 9 9 9		10 10 10 10 10 10 10 10		11 11 11 11 11 11 11 11		12 12 12 12 12 12 12 12		13 13 13 13 13 13 13 13		14 14 14 14 14 14 14 14	
【一部負担金の免除の対象の場合】		① 明細書の欄外上部に赤色で 災1 と記載する		② レセプトの下部一部負担欄・最上段の「免除」に○印、または「免除」と印字する。		1 1 1 1 1 1 1 1		2 2 2 2 2 2 2 2		3 3 3 3 3 3 3 3		4 4 4 4 4 4 4 4		5 5 5 5 5 5 5 5		6 6 6 6 6 6 6 6		7 7 7 7 7 7 7 7		8 8 8 8 8 8 8 8		9 9 9 9 9 9 9 9		10 10 10 10 10 10 10 10		11 11 11 11 11 11 11 11		12 12 12 12 12 12 12 12		13 13 13 13 13 13 13 13		14 14 14 14 14 14 14 14			

6 保険医協会に寄せられる質問

Q 1. 公費が適用される患者が一部負担金の免除・猶予の対象となった場合、どのような取扱いとなるのか。

A 1. 公費は適用しません。保険併用の公費は一部負担金に対し適用されるので、一部負担金が免除・猶予になれば公費が適用される余地がないためです。

通常の公費適用のイメージ（3割負担の患者の場合）



免除・猶予適用のイメージ（3割負担の患者の場合）



下図の左から順番に適用できるか検討していく、一部負担金が0円になった時点でそれより右の制度等は適用しません。

一部負担金の
免除・猶予

高額療養費

国の公費

自治体の公費
(子ども医療費・マル障等)

ただし、保険を併用せず公費単独で10割負担する以下の公費については、通常通り、公費のみを適用するため、免除・猶予の対象とはなりません。また生活保護の患者についてはQ 2も参照してください。

<公費が10割負担する制度>

- ①生活保護の医療扶助（法別12）※Q 2も参照
- ②戦傷病者特別援護法（法別13・14）
- ③原爆被爆者に対する認定疾病医療（法別18）

Q 2. 生活保護の医療扶助を受けている患者が免除・猶予の要件を満たしている場合、どのような取扱いとなるのか。

A 2. ①生保単独か②社保と生保併用かで取扱いが異なります。

①生保単独…保険に加入しておらず一部負担金は発生しないため、免除・猶予の対象となりません。通常通りの請求です。

②社保と生保を併用…社保に加入しているため、一部負担金が発生します。通常は一部負担金について医療扶助が適用されますが、免除・猶予の対象となった場合は一部負担金がないため生保は適用しません。

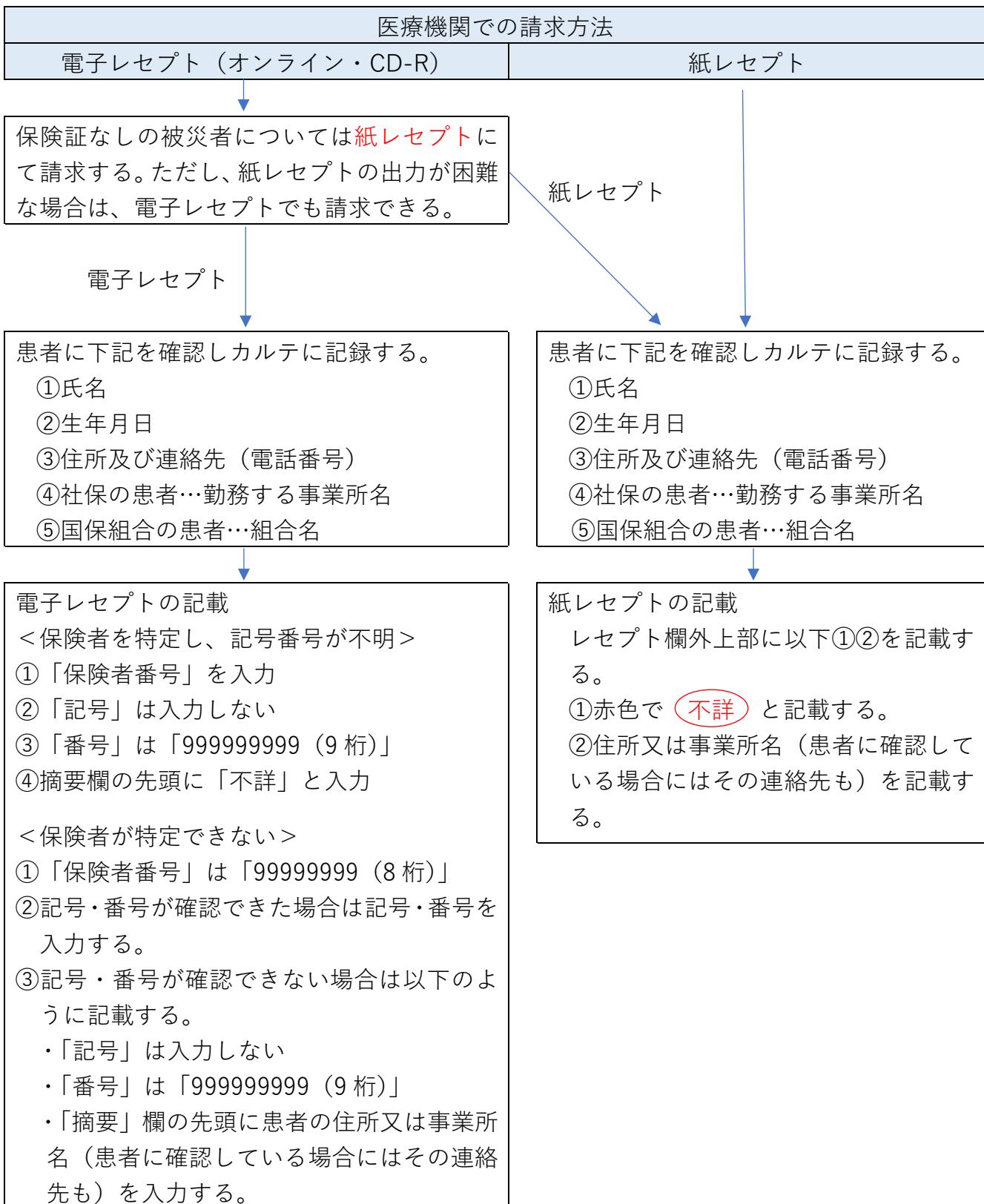
Q 3. 免除・猶予となった患者の負担するはずだった一部負担金の金額が高額療養費の限度額を超えている月を多数該当の対象月としてカウントしてよいか。

A 3. カウントできません。免除・猶予となり高額療養費が適用されていない月は多数該当の対象月としてカウントできません。

B 保険証等がない患者の取扱い

被災した方が受診した際に保険証等の提示がない場合でも、保険診療として取り扱ってよい特例が出されています。

(1) 取扱いの流れ



(2) 請求先

国保・後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した場合は国保連に、被用者保険の被保険者である旨を確認した場合は支払基金に請求する。支払基金か国保連のいずれに提出するべきか不明なレセプトについては、医療機関において可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出する。

(3) 診療報酬請求書の記載

- ① 国保…当該不明分につき通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成する
- ② 支払基金…診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載する。

（根拠規定）・令和6年1月1日厚労省事務連絡「令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」